

令和6年度土浦市自動販売機設置場所一般競争入札実施要項

土浦市では、行政財産の一層の有効活用と自主財源確保を図るため、土浦市の公共施設に自動販売機を設置及び運営ができる設置事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本実施要項を熟読し、内容を承知した上で参加すること。

1. 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 土浦市工事等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に掲げられた者でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営・販売した直近2年以上の実績を有していること。
- (7) 土浦市と締結した自動販売機設置場所賃貸借契約の解約を令和5年4月1日以降に申し入れた者でないこと。
- (8) 国税、都道府県民税及び市町村民税の未納がないこと。
- (9) 自動販売機の設置運営に必要な許可等を有すること。
- (10) 8で定める入札参加申請を行い、入札参加資格の確認を受けた者であること。

2. 入札に付する事項等

- (1) 貸付物件 別紙貸付物件一覧の通り
- (2) 貸付条件 別紙貸付物件一覧の通り
- (3) 貸付期間 別紙貸付物件一覧の通り
- (4) 最低貸付料 別紙貸付物件一覧の通り
- (5) 貸付物件の用途等 貸付物件は自動販売機設置運営事業の用途に供さなければならない。

3. 設置する自動販売機の仕様

別紙土浦市自動販売機設置場所賃貸借機器設置仕様書【共通編】による。また、個別の特記事項については貸付物件一覧の通り。

4. 契約条件

貸付物件一覧の「契約条項」に記載の契約書を参照すること。

5. 契約の解除をする場合

本契約は地方自治法第二三八条の四第2項第4号に基づく賃貸借契約のため、公用又は公共用に供するため必要が生じたときは契約を解除する場合があります。

6. 募集要項の配布期間及び場所

- (1) 期間 令和6年1月24日(水)から令和6年3月1日(金)まで
- (2) 場所 土浦市公式ホームページ

7. 質疑及び回答について

入札等の内容に関する質疑等については、下記の期間を設けて受付し、市HPに公開します。

入札の手続きに関する質問については、随時電話で受け付けます。

(1) 質疑書受付期間

令和6年1月24日(水)から令和6年2月8日(木)午後5時まで。

質疑は所定の様式を使用し土浦市役所管財課へ電子メールにより提出すること。電子メールを送信した後に、電話連絡をすること。

メール送信先 keiyaku@city.tsuchiura.lg.jp

(2) 質疑書の回答

受付期間内に提出された質疑書の質問と回答は、随時市HPに公開します。

8. 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、別紙**令和6年度土浦市自動販売機設置場所一般競争入札参加資格審査申請要項**に従い、入札参加申請を行うこと。

(1) 受付期間

令和6年1月24日(水)から令和6年2月13日(火)午後5時まで

※受付期間内に参加申請をしなかった場合、入札に参加することができません。ご注意ください。

(2) 資格審査結果通知書の送付

申請書類により入札参加資格の有無を確認し、申請後5営業日前後で資格審査結果通知書をメールにより送付します。

9. 入札の方法等

入札は入札書を指定の提出期間内に郵便等により提出する郵便入札の方法により行います。

(1) 提出方法

郵便又は持参とします。

郵便で入札書を提出する場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送してください。

普通郵便その他の郵便方法で提出された場合は受理しません。

(2) 提出期間

令和6年2月14日(水)から令和6年3月1日(金)午後5時まで。

※郵便の場合は提出期間内に必着とします。

(3) 入札書の記載事項 一年当たり貸付料を記載すること。

(4) 入札書の作成要領

- ① 入札書は、別添1の様式を用いること。(市ホームページに掲載しています。)
- ② 入札書には、物件番号、入札金額、住所、商号、代表者名を記入し代表者印を押印すること。住所、代表者名については入札参加資格申請において契約に関する委任をしている場合、委任先の住所、受任者名を記載することができます。押印は使用印鑑届の印を用いることができます。
- ③ 入札金額は、別紙貸付物件一覧の「種別」が屋内の物件については消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載し、金額の前に「¥」マークを記入すること。
別紙貸付物件一覧の「種別」が屋外の物件は消費税非課税物件のため見積もった金額を記載し、金額の前に「¥」マークを記入すること。
- ④ 入札書はボールペン等、容易に消すことができない筆記具で記載すること。鉛筆や消せるボールペン等の書き換え可能な筆記具で記載された入札書は無効とします。
- ⑤ 作成した入札書は1物件ごとに別添2の様式に従い封入すること。
- ⑥ 郵送の場合は入札書を封入した封筒を郵送すること。その際、入札書が入った封筒に外封筒をつける必要はないが、つける場合は、入札書が直接入った封筒に「入札書在中」と記載すること。
また、複数案件に入札する場合は、外封筒の中に入札書が入った内封筒を複数封入してもかまわないが、1つの封筒に複数物件の入札書が直接封入されている場合はそのすべての入札書が無効になるため注意すること。

10. 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年3月4日(月)午後2時

(2) 場所

土浦市役所(土浦市大和町9番1号)4階 401会議室

11. 開札の立会い

立会いは、当該入札事務に関係のない土浦市職員が行うものとする。

当日立会いを希望する入札参加者は、3月1日(金)午後5時までに管財課に電話で予約すること。

会場の都合上、立会いできる人数は3名までとし、先着順で受け付ける。

12. 入札保証金 免除

13. 入札の辞退

- (1) 開札宣言に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 開札日の前日までは、市所定の入札（見積）辞退届（以下「辞退届」という。）を管財課に直接持参し、又は郵送により提出しなければならない。
 - 郵送による場合には、開札日前日の午後5時までに管財課必着とする。
 - イ 開札日にあっては、開札時刻の30分前までに、辞退届を管財課に持参しなければならない。
- (3) 一度提出した辞退届を撤回することはできない。

14. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札価格等を探る行為をしてはならない。

15. 入札の延期又は中止

天災等の不可抗力や、入札参加者が談合その他公正な入札執行を妨げる行為をなした場合等、執行担当者が入札を公正に執行することができないと認めたときは、既に公告した事項の変更、当該入札の延期又は中止をすることがある。

16. 無効の入札

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者の行った入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者
 - イ 入札に関して不正の行為があった者
- (2) 次のいずれかに該当する場合、当該入札書による入札は無効とする。
 - ア 金額が訂正された入札書
 - イ 住所、商号の記入又は代表者、受任者の記名押印を欠く入札書
 - ウ 書き換え可能な筆記具で記入された入札書
 - エ 誤字脱字等により、入札を希望する案件が特定できない入札書
 - オ 誤字脱字等により、入札金額その他入札の意思が不明瞭な入札書
 - カ 封筒の物件番号とそれに封入された入札書の物件番号が異なる入札書
 - キ 同一の封筒に、入札書が2枚以上封入されていた場合、封入された全ての入札書
 - ク 同一物件の入札書及び辞退届が提出されていた場合、提出された入札書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札条件に違反した者の行った入札は無効とする。

17. 落札者の決定等

- (1) 有効な入札を行った入札参加者のうち、最低貸付料以上の価格で最高の価格をもって入札し

た者を落札者とする。

- (2) (1) に該当する者が2者以上あるときは、くじにより落札者及びその次の順位以降の者を決定する。くじ引きは当該入札（開札）事務に関係のない職員が引くものとする。
- (3) 落札者が決定した後、落札者が契約を辞退した場合は、指名停止要綱に基づき指名停止措置を行う場合がある。

18. 契約書の提出

- (1) 契約書は、落札決定を受けた日から5日以内（ただし、土日祝日を除く）に提出するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、管財課の事前の了承を得た上でこれを延ばすことができる。

19. 契約保証金 免除

20. 入札結果の公表

入札の結果については、入札参加者名、入札金額を市のホームページで公表する。

21. 問い合わせ先

入札・募集要項に関すること

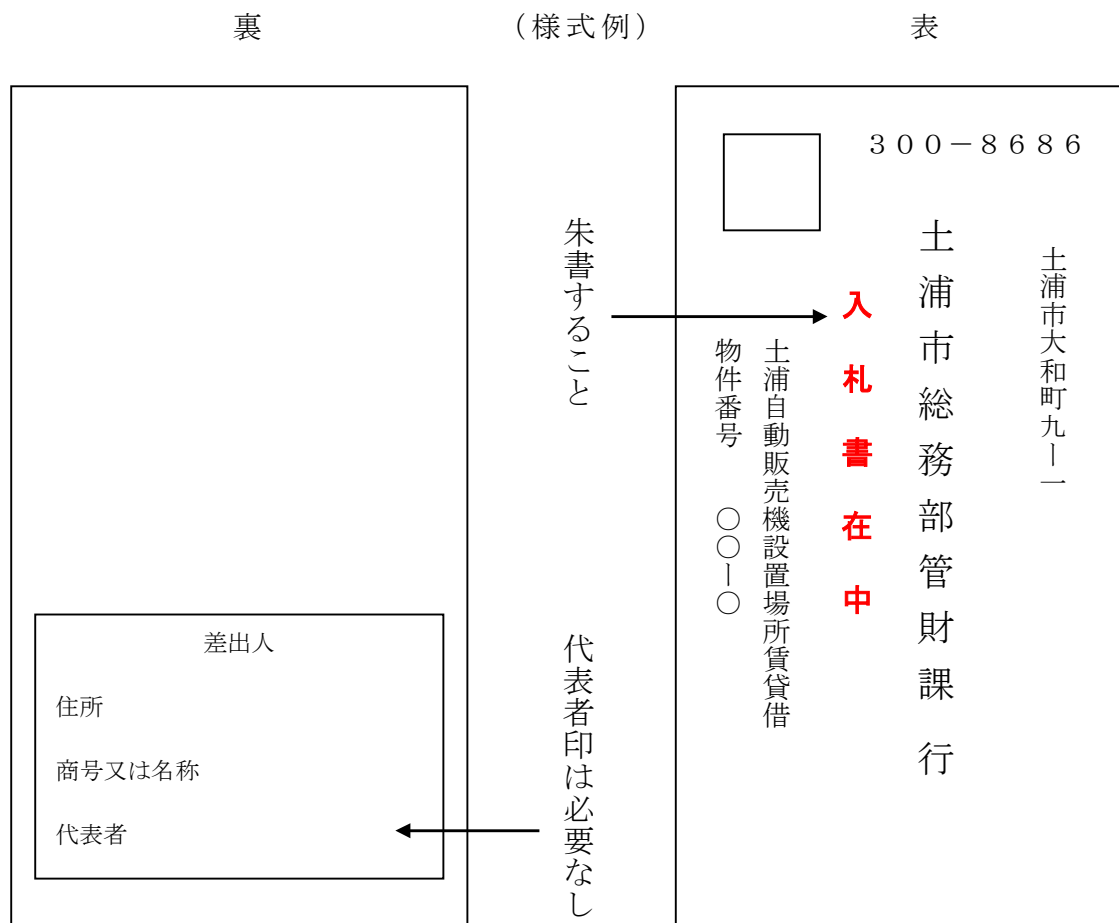
土浦市役所総務部管財課

電話 029-826-1111

Eメール keiyaku@city.tsuchiura.lg.jp

別添2 郵便入札用の封筒の作成要領

入札書を封入する封筒は、下記様式により作成すること。



※ 様式例に準じた形態ならば、横書きや定形外封筒でも有効とする。また、次の事項に注意すること。

- 封筒表に「物件番号」が記載されていること
- 封筒表に「入札書在中」と朱書されていること
- 封筒に差出人の住所、商号、代表者の記載があること
- 外封筒を用いて郵送する場合は、入札書が直接封入された封筒に「入札書在中」と朱書すること